

記載例

資有・資無	事・代 会・会代	入力者
-------	-------------	-----

届出事項等の異動届

異動があった日から7日以内に、郵送によることなく文書で届けること。

【提出部数】
全国団体3部、県内団体2部

異動があった事項のみ、
新旧を記入する。(異動の
ない事項の欄は記入しない)

届出日 令和〇〇年 7月 6日

総務大臣
千葉県選挙管理委員会様

異動後の情報で記入すること。

政治団体の名称 ちば一郎後援会
事務所の所在地 千葉市中央区市場町1-2
代表者の氏名 千葉 二郎

届出書を持参した年月日
(異動日以降の届出となる)

※上欄には届出事項の異動後の内容(新の内容)を記入すること。

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出

異動年月日はいずれも
届出日以前となる。

異動事項	内 容		異動年月日	
政治団体の名称	新	ふりがな 名称 政治団体の名称が異動する場合、規約の異動も必要となる。 また、規約の異動日と政治団体の名称の異動日の整合に留意すること。	令和	年
	旧	名称	月	日
主たる事務所の所在地	新	郵便番号 260-8667 電話番号 043-〇〇〇-1112 住所 千葉市中央区市場町1-2	令和	〇〇年
	旧	住所 千葉市中央区市場町1-1	7月	1日
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 千葉県から全国へ <input type="checkbox"/> 全国から千葉県へ <input type="checkbox"/> 県内()から県内()へ <input checked="" type="checkbox"/> (千葉県千葉市中央区)から(千葉県及び東京都)へ		令和	〇〇年
			7月	1日
代表者 (※通称名不可)	新	ふりがな 氏名 ちば じろう 千葉 二郎 電話番号 043-〇〇〇-1112 生年月日 昭和35年4月2日	令和	〇〇年
	旧	郵便番号 260-8667 住所 千葉市中央区市場町1-2 氏名 千葉 一郎 住所 千葉市中央区市場町1-1	7月	1日
会計責任者 (※通称名不可)	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 明治・大正 昭和・平成	令和	年
	旧	郵便番号 住所	月	日
会計責任者の職務代行者 (※通称名不可)	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 明治・大正 昭和・平成	令和	年
	旧	郵便番号 住所	月	日
国会議員関係政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和	年
	旧	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	月	日
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 規約の異動(別添のとおり) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の適用 (無・有) から (無・有) <input type="checkbox"/> その他 ()		令和	年
			月	日

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

主たる事務所の所在地が異動する場合、規約の異動も必要か確認すること。
また、規約の異動日と主たる事務所の異動日の整合に留意すること。

旧の欄の記載事項は、以前の届出内容と一致すること。

《注 意》

- 1 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 **異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること**（全国団体3部、県内団体2部）。
- 3 **異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。**
- 4 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町○番○号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 7 **規約の異動の場合は、新旧の規約（全国団体3部、県内団体2部）を添付すること。**
(政治団体の名称が異動する場合、規約の異動も必要となる。)
- 8 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ記載すること。
- 9 国会議員関係政治団体の区分で、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）」から「国会議員関係政治団体以外の政治団体」に異動した場合は、「**国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知**」を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。
- 10 **資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。**
- 11 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があつた場合は、異動内容を記載した文書を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。